

第 4 1 号議案

東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 2 年 6 月 3 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、教育長の旅費に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例（昭和31年10月台東区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「職員の旅費に関する条例（昭和26年東京都条例第76号）中指定職の職務にある者の旅費相当額」を「副区長相当額」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。